

山元町PRキャラクターの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山元町PRキャラクターホッキーくん（以下「キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、山元町（以下「町」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、山元町PRキャラクター利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 町がキャラクターを利用する場合又は利用を依頼する場合
- (2) 国又は他の地方公共団体が利用する場合
- (3) 新聞、テレビ又は雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用の範囲内で使用する場合
- (5) その他町長が特に必要と認めた場合

2 前項の利用の申請（以下「申請」という。）に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 町長は、申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は、利用期間2年を上限として、キャラクターの利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をするものとする。

2 町長は、利用許諾を行ったときは、許諾番号の明示及びキャラクターの利用方法その他について、条件（以下「利用条件」という。）を付して山元町PRキャラクター利用許諾書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 利用許諾を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) キャラクター利用について、利用者が自己の商標及び意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を認めるものではないこと。
- (2) キャラクターを利用する対象物の品質及び利用者について町が保証又は推奨するものではないこと。

(利用許諾の制限)

第5条 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は利用許諾しないものとし、申請者にその旨を山元町PRキャラクター利用不許諾書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の場合
- (7) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) キャラクターを立体的に表現した際に、その表現がキャラクターの立体物として不相当と認められた場合
- (10) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合
- (11) 町のイメージアップ及び地場産品の販路拡大又は地域産業の活性化の推進に寄与すると認められない場合

(利用料)

第6条 キャラクターの利用料については、無料とする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許諾された内容のみに利用すること。
- (2) 利用許諾に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 利用許諾の権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクター名を表記する場合は、原則として、次の表記とすること。
 - ア ホッキーくん
 - イ 山元町PR担当係長ホッキーくん
- (5) キャラクターを用いた商品等の利用及び宣伝又は広告に際して、許諾番号を明示すること。

(申請内容の変更)

第8条 利用者が申請の内容について変更しようとするときは、山元町PRキャラクター利用変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請内容の変更申請（以下「変更申請」という。）に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

(1) キャラクターの利用状況がわかる変更後の完成見本等

(2) その他町長が必要と認める書類

（利用許諾の内容変更）

第9条 町長は、変更申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は、キャラクター利用の内容変更について許諾（以下「変更許諾」という。）をすることができる。

2 町長は、変更許諾を行ったときは、利用条件に必要な条件の追加及び変更（以下「変更後の利用条件」という。）をして山元町PRキャラクター利用変更許諾書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

3 町長は、変更許諾しない場合は、利用者にその旨を山元町PRキャラクター利用変更不許諾書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用許諾の取消し等）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾及び変更許諾を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。

(1) 利用者がこの要綱又は利用条件（変更許諾があったときは、変更後の利用条件）に違反した場合

(2) 申請又は変更申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められた場合

2 利用者は、利用許諾及び変更許諾が取り消された場合、許諾取消の日からキャラクターを利用することはできないものとする。

3 町長は、利用許諾及び変更許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（報告等）

第11条 町長は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（地位の承継）

第12条 相続人又は合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾及び変更許諾に基づく地位を承継することができる。

（経費等の負担）

第13条 町は、申請者の利用許諾及び利用者の変更許諾の申請等に要した費用、

利用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 町は、利用許諾及び変更許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の^{かし}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 町長は、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に山元町地域産業振興協議会が山元町PRキャラクターホッキーくんの利用に関する規程に基づいて行った許諾については、この要綱により許諾したものとみなす。